

中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策について (説明用資料)

2026年1月23日

経済産業省近畿経済産業局

課題の把握(賃上げ・最賃対応特設サイト)



中小企業庁の「ミラサポplus」サイトにおいて、
賃上げ・最賃対応の特設サイトを10月30日(木)に公開。
(<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/index.html>)

<内容>

- ・自社の賃上げ額をまず知っていただく。
- ・商品・サービス別、顧客別の「利益」を計算し、「伸ばすべき」商品・サービスを検討していただく。
- ・賃上げ原資の確保のためのヒントを提供。
 - 価格交渉・価格転嫁したい
 - 売上増加・生産性向上したい
 - IT導入・省力化したい
 - 経営改善・事業再生・再チャレンジしたい
 - 事業承継を進めたい。
- ・上記の5つの対策のイメージの漫画、企業の事例、相談窓口、関連する補助金等の施策の紹介

賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ[†]

- 中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた価格転嫁・取引適正化や省力化・生産性向上を、各省庁・所管業界において進めるため、佐藤官房副長官がトップの関係局長等によるワーキンググループを開催。

概要

- 開催日時：2025年12月22日（月）16:30～17:00
- 開催場所：首相官邸2階小ホール
- 出席者：内閣官房副長官（参）、内閣官房副長官補（内政）、成長戦略本部事務局長代理、中小企業庁長官、公正取引委員会経済取引局長、財務省主計局次長、総務省自治行政局長及び各省庁の事業所管担当局長。

※本WGは、「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」を改組し、「省力化投資プランの策定と実行のための関係府省庁連絡会議」及び「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」の議論を引き継ぐ形で設置。

内容

- 各省庁・各業界の価格転嫁・取引適正化の取組の進捗報告
- 下請法の執行状況、取適法の執行準備状況の報告
- 労務費転嫁指針の改正
- 官公需における価格転嫁の取組徹底
- 省力化投資促進プランの対象業種への警備業の追加

→ 佐藤官房副長官より、各省庁に対して、所管業界や官公需における価格転嫁・取引適正化の更なる推進とフォローアップを行うこと、省力化投資の着実な実行等について指示。また、こうした一連の取組については、**来年1月・2月を中心に、全ての都道府県で開催予定の「地方版政労使会議」**で周知徹底を図るよう指示。

価格転嫁・取引適正化対策の今後の方向性

1. 法の厳正な執行

- ①**中小受託取引適正化法【取適法】**（従業員基準の追加による対象拡大、協議に応じない一方的な価格決定や手形払いの禁止等。）
- ②**受託中小企業振興法【振興法】**（従業員基準の追加による対象拡大、指導・助言に従わない事業者に具体的に改善を促す勧奨を追加等。）
- ③**フリーランス・事業者間取引適正化等法**（フリーランスの取引環境、就業環境の整備。2024年11月施行。）

※①及び②は2026年1月1日より改正法施行。取適法対象外取引に関する適正化策について企業取引研究会（公取・中企庁共催）で検討中。

2. 民間の自主的取組の後押し

→事業所管大臣を通じた業界への働きかけ強化 ※米国関税措置の影響も注視

- ①**価格交渉促進月間**（2021年9月から開始。毎年9月、3月に実施）に基づく、「発注者リスト」公表、迅速な注意喚起、指導・助言
- ②価格転嫁を阻害する商習慣の見直し（取組状況の見える化、PDCAサイクルによる改善）
- ③取引適正化のための**自主行動計画**（31業種・88団体 ※2025年12月時点）の改訂・徹底
- ④**パートナーシップ構築宣言**（83,172社 ※2025年12月24日時点）の周知・実効性の向上
- ⑤**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**（2025年12月改正）の周知・徹底

3. 取引実態の把握・相談対応

- ①**取引Gメン**（約330名）が取引実態をヒアリング（年間1万件以上）
- ②**取引かけこみ寺**（全国47都道府県に設置）における相談対応を実施（年間1万件以上）

4. 官公需における価格交渉・価格転嫁の促進

- ①国等の契約の基本方針（2025年4月閣議決定）等を踏まえた、発注者側から少なくとも**年1回以上の協議の促進**、**低入札価格調査制度**や**最低制限価格制度**の導入拡大・活用（総務省を通じ自治体へ周知。導入状況の見える化・公表）。

※価格交渉促進月間の発注者リストで67自治体が公表されたことを踏まえ、適切な対応を求める文書を総務省から自治体へ発出（8月5日）

- ②**令和8年度予算編成**における、**経済・物価動向等の適切な反映**。令和7年度補正予算の**重点支援地方交付金**の活用。

1. 成長投資支援

- 中小企業成長加速化補助金の拡充【3,400億円の内数】
 - 売上高100億円を超える中小企業（100億企業）創出に向けて、飛躍的な成長を志向する企業に対する財政支援を実施
- 大規模成長投資支援【4,121億円（新規2,000億円、既存2,121億円）】
 - 中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保）

2. 生産性向上・省力化投資支援

- 生産性向上の支援（生産性革命推進事業のうち、デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）【3,400億円の内数】
 - 生産性向上に向けて、デジタル化や、販路開拓、事業承継・M&Aに係る設備投資等を後押しするとともに、物価高や米国関税影響を踏まえたソフト支援を実施
- 革新的製品等開発や新事業進出支援【既存基金の活用（1,200億円規模）】
 - 中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援
- 省力化投資支援【既存基金の活用（1,800億円規模）】
 - 人手不足に対応し、省力化に資する設備投資を支援。業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえ、従業員規模ごとの補助上限額の見直しなどを実施

3. 伴走支援

- プッシュ型による伴走支援の体制強化等【376億円の内数】
 - 支援機関（商工会・商工会議所、認定支援機関、よろず支援拠点（生産性向上支援センター含む）、活性協、承継センター等）の体制強化
 - 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
 - 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

4. 取引適正化

- 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底【7.6億円】
 - 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
 - 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
 - 国・地方自治体において、民間への請負契約等の単価見直しや、単価・発注における物価上昇を踏まえた予定価格等の予算確保、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の基準等の見直しを行う

5. 資金繰り支援

- 信用保証制度におけるメニュー新設等【152億円】
 - 経営改善や事業再生に取組む中小企業や、民間金融機関やモニタリング能力を有する者との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施
- 日本政策金融公庫等による資金繰り支援事業【40億円】
 - 日本政策金融公庫等において、米国関税措置の影響を受けた事業者等に対して資金繰り支援を実施

6. 災害支援

- なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【268億円】
 - 令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設・設備の復旧・復興を支援
- 局激指定災害への支援拡充等【53億円の内数】
 - 局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー

<追加額 2.0兆円>

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援	事業者支援
<p>① 食料品の物価高騰に対する特別加算 米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援</p>	<p>⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援</p>
<p>② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油はじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援</p>	<p>⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)</p>
<p>③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援 物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援 ※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。</p>	<p>⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援 配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援</p>
<p>④ 消費下支え等を通じた生活者支援 物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援 ※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。</p>	<p>⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援</p>
<p>⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援</p>	<p>⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援</p>

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

近畿経済産業局の取組：価格転嫁サポート連絡会

価格転嫁サポート連絡会の趣旨・目的

地域の中小企業は価格転嫁・価格交渉に係るスキルやノウハウが無いだけではなく、価格転嫁・価格交渉に係る企業活動に時間を確保することができないケースや取引先との関係性から価格交渉に躊躇しているケースが見られる。

そこで、価格転嫁・価格交渉の推進方法や国の施策の周知方法を検討するため、大阪および京都エリアにおいて支援体制を構築。（名称「価格転嫁サポート連絡会」。令和7年9月～10月にそれぞれのエリアで発足会を開催しスタート。）

この連絡会は、地域金融機関、産業支援機関、よろず支援拠点、自治体などがそれぞれの強みを生かし、地域一体となって中小企業の価格転嫁を後押しするものである。これにより、中小企業の価格転嫁にかかる機運醸成、知識の深化、さらに支援機関同士の更なるシナジー効果の発揮につなげる。

参画機関

大阪エリア

参画機関

地域金融機関

- 関西みらい銀行
- 永和信用金庫
- 大阪信用金庫
- 枚方信用金庫
- 日本政策金融公庫
- 大阪信用保証協会

産業支援機関

- 大阪府商工会連合会

大阪府よろず支援拠点

事務局

- 近畿経済産業局

協力機関

地方自治体

- 大阪府

中小機構 近畿本部

京都エリア

参画機関

地域金融機関

- 京都銀行
- 京都信用金庫
- 京都中央信用金庫
- 京都北都信用金庫
- 日本政策金融公庫
- 京都信用保証協会

産業支援機関

- 京都府商工会連合会
- 京都産業21

京都府よろず支援拠点

事務局

- 近畿経済産業局

協力機関

地方自治体

- 京都府
- 京都市

中小機構 近畿本部

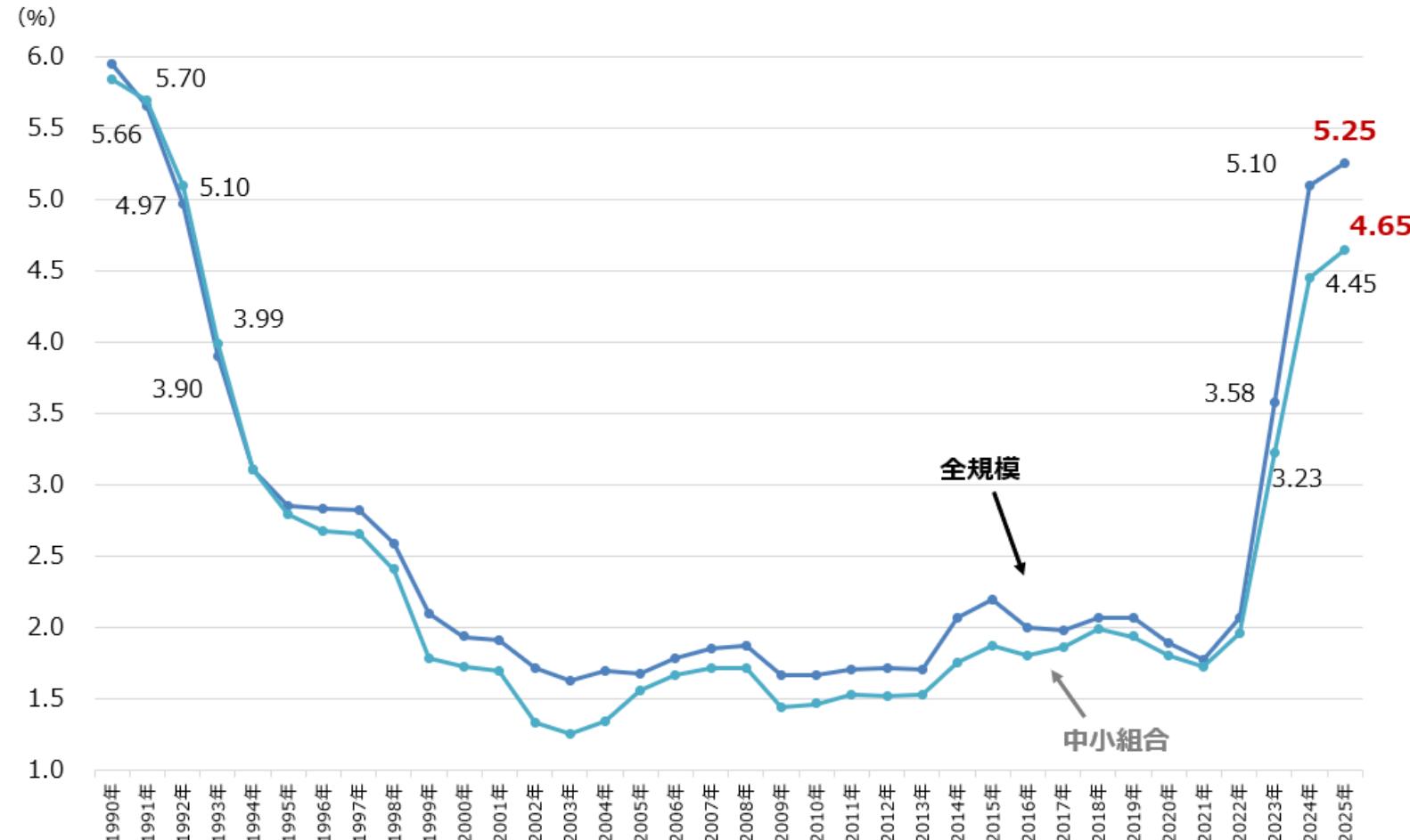
中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策について (参考資料)

2026年1月23日

経済産業省近畿経済産業局

賃上げ：33年ぶりの水準の継続

- 2024年の春季労使交渉賃上げ率（最終集計結果）は5.10%と、1993年以来33年ぶりの5%超えとなる高い伸び。
- 2025年の春季労使交渉賃上げ率（最終集計結果）は、5.25%（中小組合は4.65%）。



※1：調査対象は、連合加盟企業の組合。「中小組合」は、組合員数300人未満の組合。

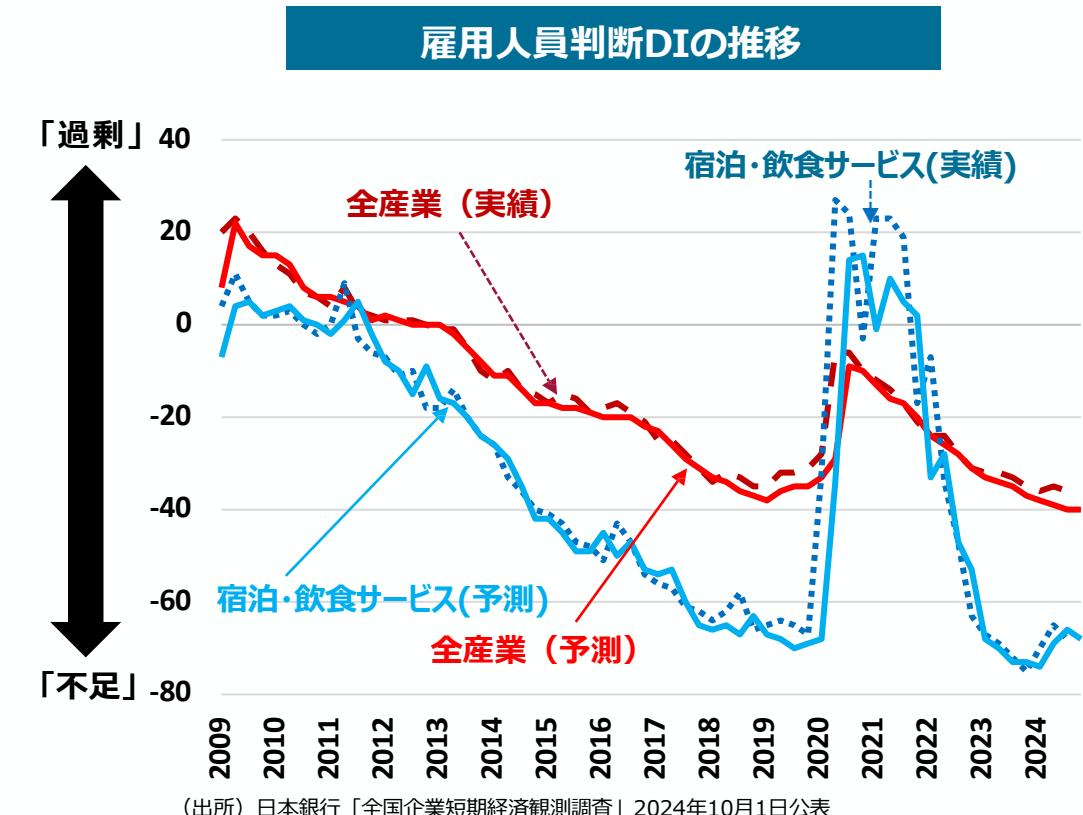
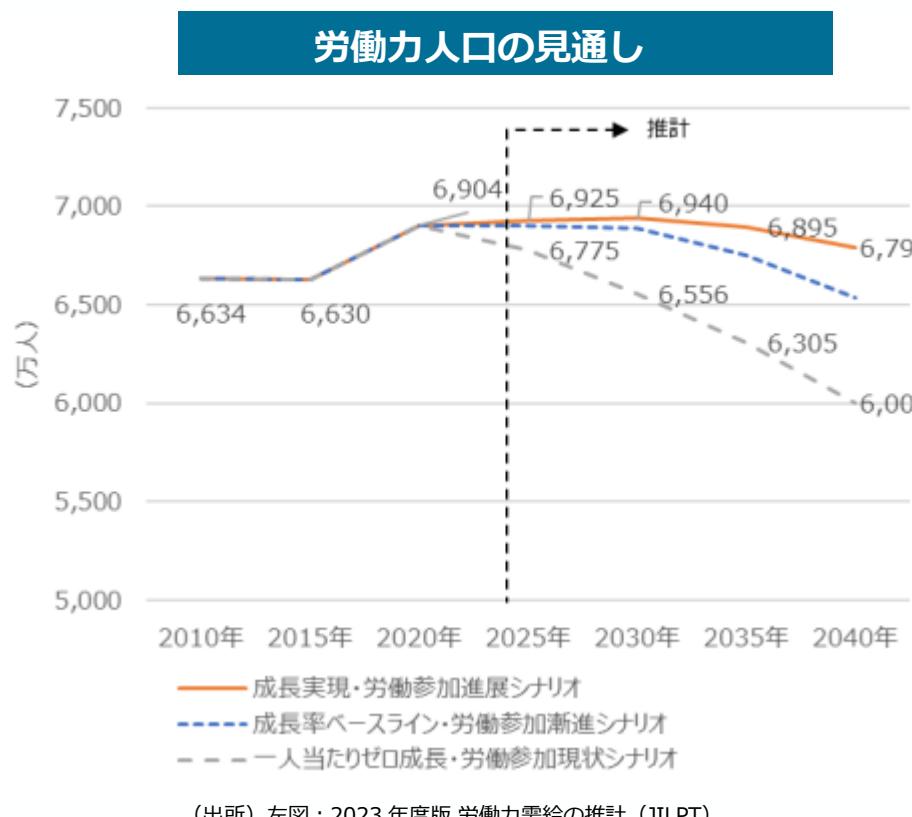
※2：賞与等を含まない月例賃金ベース。平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）の集計。

※3：1990年～2024年については最終集計結果、2025年については第6回回答集計結果であり、今後数字が変動する可能性がある。

(出典) 日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果について」

人口減少に伴う構造的人手不足

- 労働力人口の見通しには様々なシナリオがあるが、経済・雇用政策を講じ、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進む場合 (成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ) では、**2030 年に 6,886 万人、2040 年に 6,536 万人となることが見込まれる。**
- 足下の雇用判断では全産業で人手不足であり、特に宿泊・飲食をはじめとするサービス業で人手不足感が強い。
- 全人口より先に労働力人口が減少していくことを踏まえれば、労働力不足は中期的なトレンドと見込まれ、引き続き、労働力確保のための賃上げが求められる可能性は高い。



中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策

- 課題の把握

Step1：人件費増加額の試算

Step2：利益構造の可視化

Step3：課題のあぶりだし（価格交渉・価格転嫁、デジタル化・IT導入・経営改善など）

- 課題別の処方箋

- 原資の確保（価格交渉・価格転嫁） 支援策：価格交渉促進月間、下請かけこみ寺
- 収益力強化（売上拡大・生産性向上） 支援策：デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、省力化投資支援
- 経営基盤の安定化（経営改善・再チャレンジ） 支援策：中小企業活性化協議会、事業再構築補助金、信用保証制度
- 人材確保・事業承継支援策：事業承継・M&A支援、事業承継・M&A補助金
- 地域特性に応じた補完策支援策：重点支援地方交付金

課題の把握(賃上げ・最賃対応特設サイト)



中小企業庁の「ミラサポplus」サイトにおいて、
賃上げ・最賃対応の特設サイトを10月30日(木)に公開。
(<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/index.html>)

<内容>

- ・自社の賃上げ額をまず知っていただく。
- ・商品・サービス別、顧客別の「利益」を計算し、「伸ばすべき」商品・サービスを検討していただく。
- ・賃上げ原資の確保のためのヒントを提供。
 - 価格交渉・価格転嫁したい
 - 売上増加・生産性向上したい
 - IT導入・省力化したい
 - 経営改善・事業再生・再チャレンジしたい
 - 事業承継を進めたい。
- ・上記の5つの対策のイメージの漫画、企業の事例、相談窓口、関連する補助金等の施策の紹介

中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策

- 課題の把握

Step1：人件費増加額の試算

Step2：利益構造の可視化

Step3：課題のあぶりだし（価格交渉・価格転嫁、デジタル化・IT導入・経営改善など）

- 課題別の処方箋

- **原資の確保（価格交渉・価格転嫁）支援策：価格交渉促進月間、下請かけこみ寺**
- 収益力強化（売上拡大・生産性向上）支援策：デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、省力化投資支援
- 経営基盤の安定化（経営改善・再チャレンジ）支援策：中小企業活性化協議会、事業再構築補助金、信用保証制度
- 人材確保・事業承継支援策：事業承継・M&A支援、事業承継・M&A補助金
- 地域特性に応じた補完策支援策：重点支援地方交付金

価格転嫁・取引適正化対策の今後の方向性（まとめ）

1. 法の厳正な執行

- ①**中小受託取引適正化法【取適法】**（従業員基準の追加による対象拡大、協議に応じない一方的な価格決定や手形払いの禁止等。）
- ②**受託中小企業振興法【振興法】**（従業員基準の追加による対象拡大、指導・助言に従わない事業者に具体的に改善を促す勧奨を追加等。）
- ③**フリーランス・事業者間取引適正化等法**（フリーランスの取引環境、就業環境の整備。2024年11月施行。）

※①及び②は2026年1月1日より改正法施行。取適法対象外取引に関する適正化策について企業取引研究会（公取・中企庁共催）で検討中。

2. 民間の自主的取組の後押し

→事業所管大臣を通じた業界への働きかけ強化 ※米国関税措置の影響も注視

- ①**価格交渉促進月間**（2021年9月から開始。毎年9月、3月に実施）に基づく、「発注者リスト」公表、迅速な注意喚起、指導・助言
- ②価格転嫁を阻害する商習慣の見直し（取組状況の見える化、PDCAサイクルによる改善）
- ③取引適正化のための**自主行動計画**（31業種・88団体 ※2025年12月時点）の改訂・徹底
- ④**パートナーシップ構築宣言**（83,172社 ※2025年12月24日時点）の周知・実効性の向上
- ⑤**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**（2025年12月改正）の周知・徹底

3. 取引実態の把握・相談対応

- ①**取引Gメン**（約330名）が取引実態をヒアリング（年間1万件以上）
- ②**取引かけこみ寺**（全国47都道府県に設置）における相談対応を実施（年間1万件以上）

4. 官公需における価格交渉・価格転嫁の促進

- ①国等の契約の基本方針（2025年4月閣議決定）等を踏まえた、発注者側から少なくとも**年1回以上の協議の促進、低入札価格調査制度や最低制限価格制度**の導入拡大・活用（総務省を通じ自治体へ周知。導入状況の見える化・公表）。

※価格交渉促進月間の発注者リストで67自治体が公表されたことを踏まえ、適切な対応を求める文書を総務省から自治体へ発出（8月5日）

- ②**令和8年度予算編成**における、**経済・物価動向等の適切な反映**。令和7年度補正予算の**重点支援地方交付金**の活用。

取適法（中小受託取引適正化法）の概要

※赤色は改正内容

法目的

中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小受託事業者

資本金3億以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員300人以下(個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小受託事業者

資本金5千万以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員100人以下(個人含む)

義務

発注内容を明示する義務(発注書の交付)

取引に関する書類等を作成・保存する義務(2年)

支払期日(受領後60日以内)を定める義務

遅延利息(14.6%)の支払義務

禁止行為

受領拒否

報復措置

支払遅延(手形払等の禁止)

有償支給原材料等の対価の早期決済

減額

割引困難な手形の交付

返品

不当な経済上の利益提供要請

買いたたき

不当な給付内容の変更・やり直し

購入・利用強制

協議に応じない一方的な代金決定

措置

公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

振興法（受託中小企業振興法）の概要

※赤色は改正内容

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

特定運送委託

①取引の内容

②規模要件 (製造業、建設業、運輸業その他)

委託事業者	資本金が中小受託事業者より1円でも大きい 常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い	→	中小受託事業者	資本金3億以下（個人含む） 常時使用する従業員300人以下
-------	---	---	---------	----------------------------------

②規模要件 (サービス業)

委託事業者	資本金が中小受託事業者より1円でも大きい 常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い	→	中小受託事業者	資本金5千万以下（個人含む） 常時使用する従業員100人以下（個人含む）
-------	---	---	---------	---

具体的な措置

① 経済産業大臣が中小受託事業者と委託事業者のるべき基準として「振興基準」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須（約8万社が宣言）。業界団体の自主行動計画（31業種・88団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言又は勧奨。

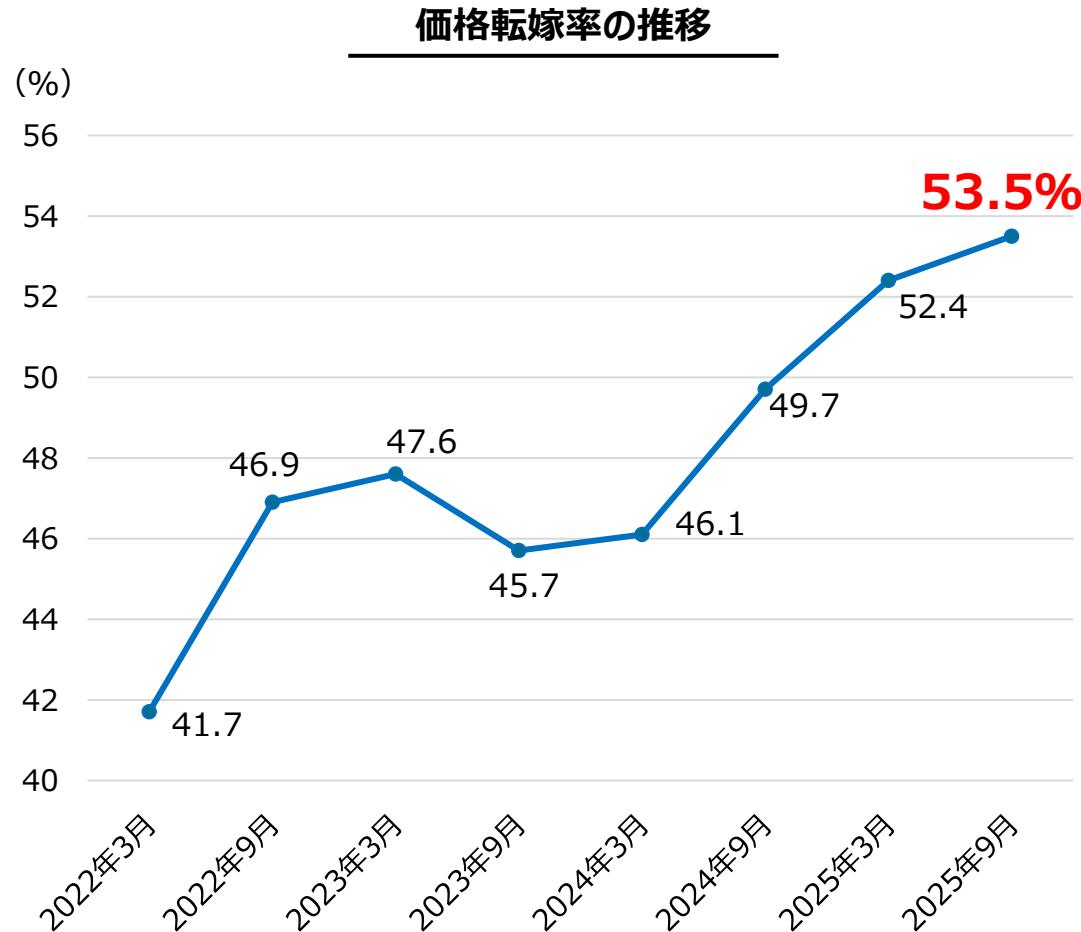
③ 調査、公表（例：価格交渉・転嫁等の状況の「発注者リスト」（発注側企業446社及び71の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの多段階にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

⑤ 国及び地方公共団体の責務、連携強化。

価格転嫁の状況

- 価格転嫁率は改善傾向にはあるものの、未だ53.5%と道半ば。業種別にも差がある状況。



※2022年3月は集計方法が異なるため参考値。

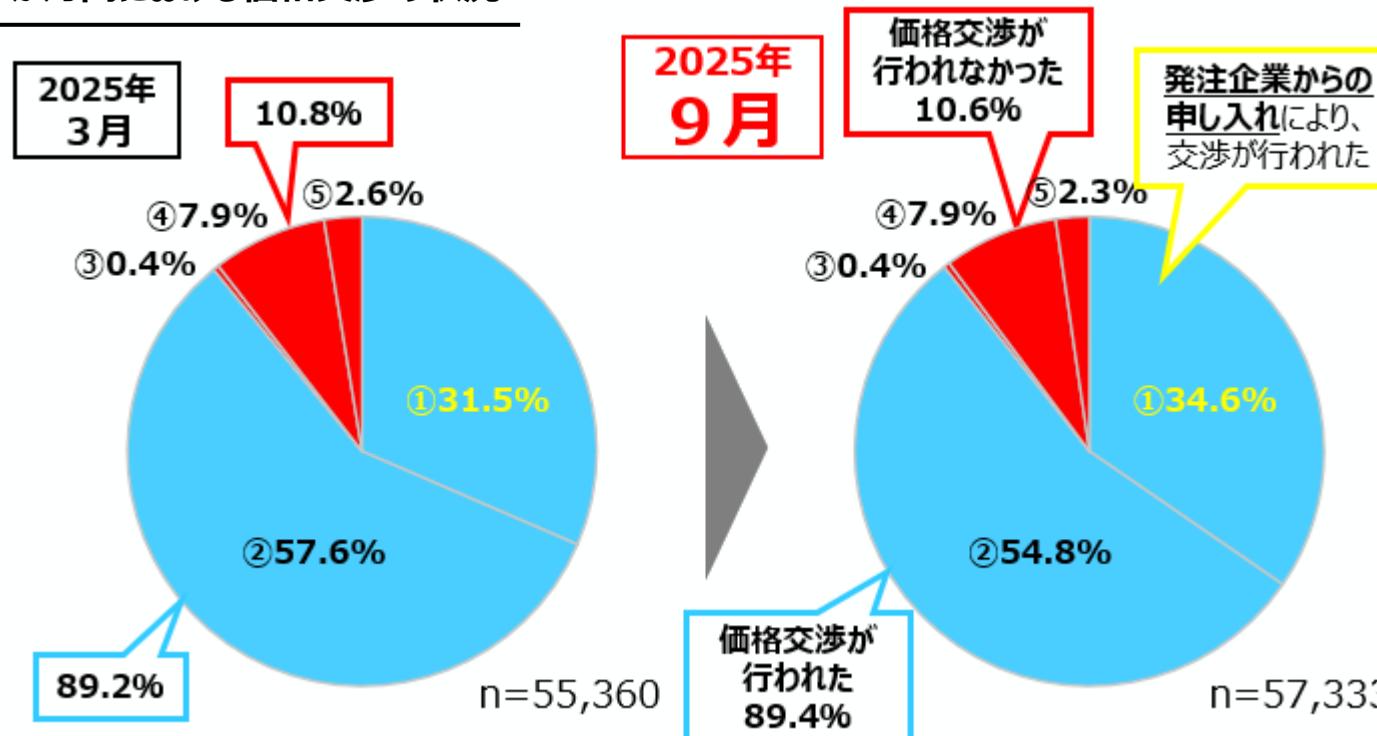
業種別の価格転嫁率

業種別	2025年9月		コスト増に対する転嫁率
	順位	業種	
1位	化学	↑	66.7% (64.8%)
2位	電機・情報通信機器	↑	60.6% (58.4%)
3位	機械製造業	↑	59.4% (56.2%)
3位	造船	↑	59.4% (57.6%)
5位	食品製造業	↓	59.3% (60.3%)
6位	自動車・自動車部品	↑	58.9% (56.6%)
7位	飲食サービス	↓	57.2% (57.3%)
8位	金融・保険	↑ ↓	56.2% (51.1%)
9位	金属	↑	54.2% (50.9%)
10位	卸売	↓	54.1% (54.4%)
11位	小売	↑	54.0% (52.5%)
12位	建設	↑	53.2% (52.6%)
13位	鉱業・採石・砂利採取	↑	52.9% (52.2%)
14位	電気・ガス・熱供給・水道	↓	52.7% (53.6%)
15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	52.4% (51.5%)
16位	不動産業・物品賃貸	↑	51.7% (48.5%)
17位	情報サービス・ソフトウェア	↓	50.9% (54.3%)
18位	石油製品・石炭製品製造	↑	50.0% (46.0%)
18位	紙・紙加工	↓	50.0% (51.4%)
20位	印刷	↑	49.9% (47.7%)
21位	生活関連サービス	↓	48.9% (50.2%)
22位	繊維	↑	48.1% (47.5%)
23位	建材・住宅設備	↑	47.2% (46.6%)
24位	製薬	↓ ↓	46.7% (64.1%)
25位	通信	↑ ↓	46.6% (37.7%)
26位	広告	↑	43.4% (38.7%)
27位	農業・林業	↓	42.3% (45.0%)
28位	廃棄物処理	↑	41.1% (39.3%)
29位	放送コンテンツ	↓	40.1% (43.2%)
30位	トラック運送	↓	34.7% (36.1%)
-	その他	-	-

価格交渉の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の34.6%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は全体の89.4%。
- 「価格交渉が行われなかつた」割合（③④⑤）はほぼ横ばいの状況（前回10.8%→10.6%）。
➢ 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約1割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



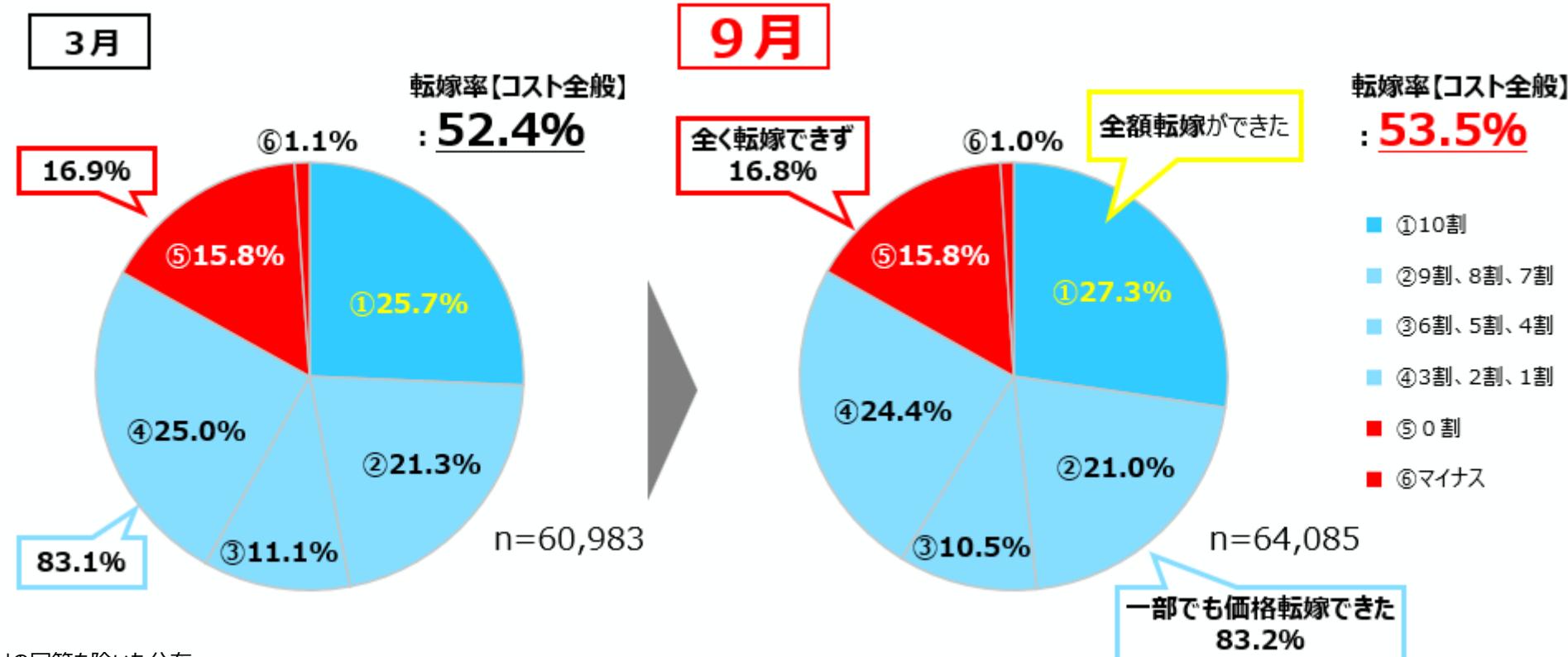
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、 発注減少や取引停止を恐れ 、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 発注減少や取引停止を恐れ 、交渉を申し出なかつた。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、 受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかつた 。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- ・コスト全体の価格転嫁率は53.5%。今年3月時点より約1ポイント増加（前回52.4%→53.5%）。
 - ・「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、8割超。
 - ・「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.9%→16.8%）。

➤ 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- 労務費の転嫁率は、はじめて5割に到達したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。
- エネルギー費の転嫁率は、前回から上昇したものの、要素別では最も低い水準となっている。
 - 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

原材料費

9月

転嫁率 : 55.0%

3月

転嫁率 : 54.5%

エネルギー費

9月

転嫁率 : 48.9%

3月

転嫁率 : 47.8%

労務費

9月

転嫁率 : 50.0%

3月

転嫁率 : 48.6%

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ■ ①10割 | ■ ②9割、8割、7割 | ■ ③6割、5割、4割 |
| ■ ④3割、2割、1割 | ■ ⑤0割 | ■ ⑥マイナス |

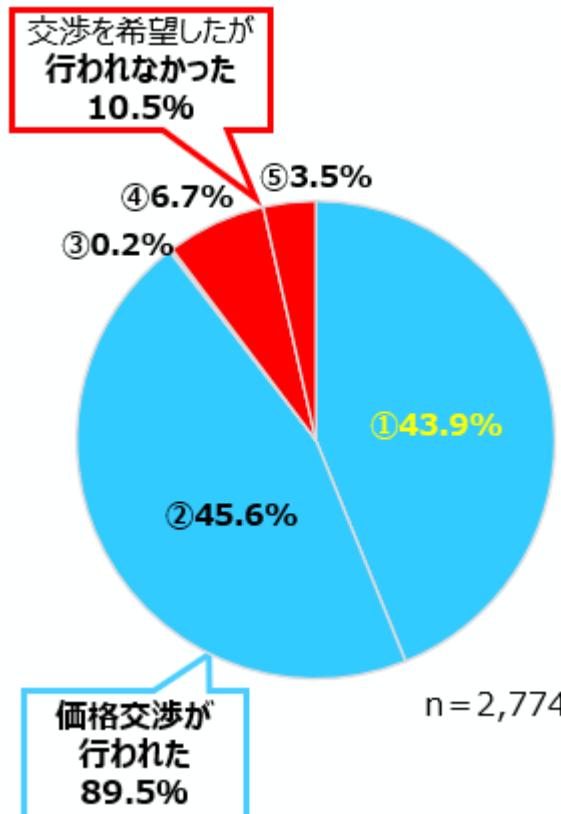
※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

官公需（※）における価格交渉・価格転嫁の状況

※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

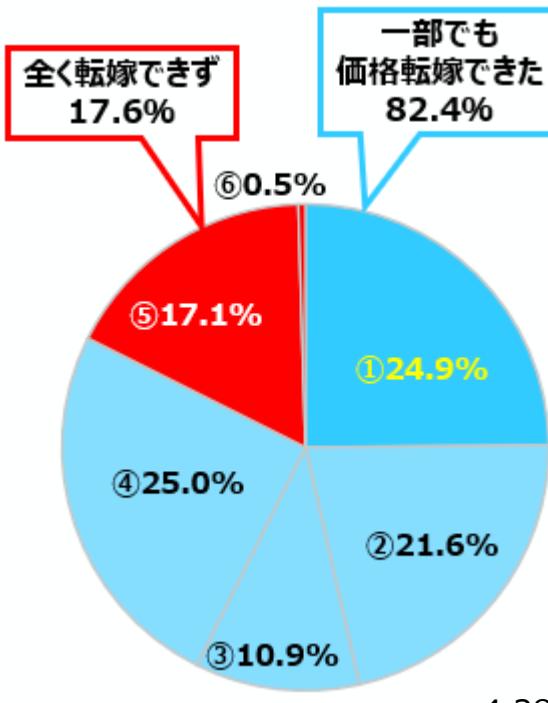
- 官公需の回答数は7,193件に増加（前回5,593件）。**価格転嫁率**は、**52.1%**（前回52.3%）。
- なお、官公需全体では「入札により価格決定している」割合が**約9割**（官公需以外では、約1割）。
- 「価格交渉が行われた」割合は、**約9割**（前回89.3%→**89.5%**）。

直近6か月間における価格交渉の状況



直近6か月間における価格転嫁の状況

① 発注企業から、交渉の申し込みがあり、価格交渉が行われた。
② 受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③ コストが上昇し、発注企業から申し込みがあったが、 発注減少や取引停止を恐れ 、発注企業からの 申し込みを辞退 した。
④ コストが上昇したが、発注企業から申し込みがなく、 発注減少や取引停止を恐れ 、 交渉を申し出なかつた 。
⑤ コストが上昇し、発注企業から申し込みがなく、受注企業から 交渉を申し出たが、応じてもらえなかつた 。



転嫁率【コスト全額】
52.1%

取引かけこみ寺

- 各都道府県の中小企業振興機関協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「取引かけこみ寺」を設置。
- 代金の減額や買いたたきといった取引上の悩みに関する様々な相談を受け付け、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行う。
年間11,000件超の相談に対応。（2024年度）
- 令和7年6月に、官公需に関する相談の受付も開始。

相談無料

全国48か所

秘密厳守

匿名相談可能



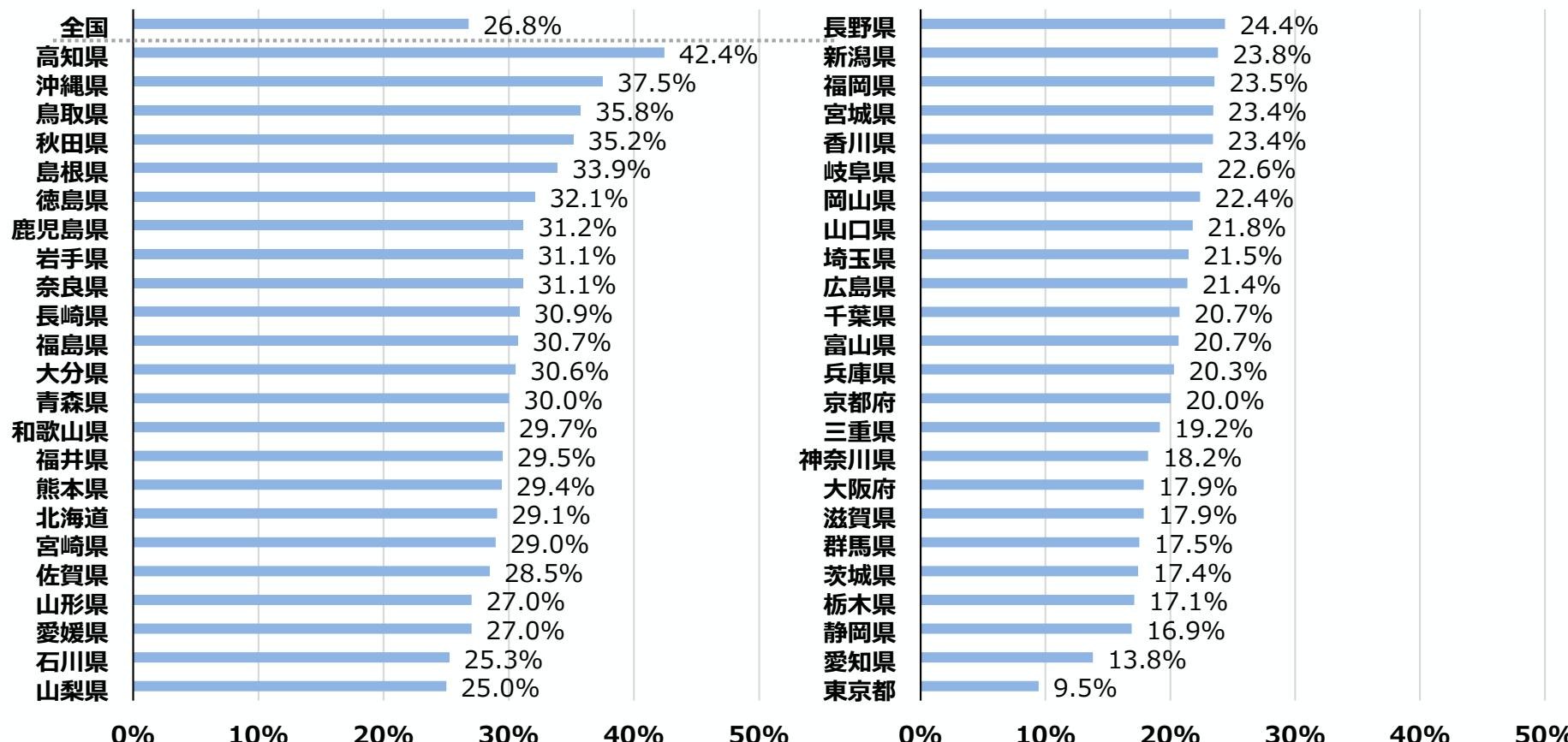
- 弁護士による無料相談
- 裁判外紛争解決手続（ADR）
- 取適法違反のおそれがある場合、中小企業庁への通報
- 地方公共団体における官公需相談窓口を紹介

地方では、公的需要が地域経済に占める割合が高い

新資本実現会議
資料を一部修正

- 官公需など公需は、GDPの1／4を占める。地方ほどその割合は大きく、地域経済に与える影響も大きい。
- 物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、国（地方支分部局、独法、国立大学法人等を含む）・地方公共団体が率先垂範し、官公需における価格転嫁を徹底していく。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。

全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。

(出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に事務局にて作成。

官公需における価格転嫁・取引適正化

- 総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、関係省庁一丸となって強力に実行する。

発注の改善

- 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度の適切な運用、工事以外の請負契約への拡大。
- 地方自治体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度の工事関係での速やかな導入徹底と工事契約以外への導入拡大。総務省による実態調査の公表、通知。
- 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の設定基準（現在は概ね60%）について、業種毎の適正水準の検証・見直し。
- 予定価格が最低賃金やエネルギー代金の上昇に対応できるよう、必要な予算の確保や「重点支援地方交付金」の活用。

発注後の対応

- 「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底。
- 最低賃金等の上昇に対応できるよう、必要な予算の確保や「重点支援地方交付金」の活用。
- 価格交渉促進月間FU調査の官公需リスト公表（中企庁）、地方自治体へ結果通知（総務省）

横断的取組

- 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」及び措置状況調査の結果公表（中企庁）
- 全自治体における官公需相談窓口の設置（取引かけこみ寺とも連携）（総務省）

＜参考：業界ごとの取組例＞

- 第3次担い手三法※の改正によるスライド条項の活用、受注者からの申出に対する誠実協議の義務化（国土交通省）
※公共工事品確法、建築業法、公共工事適正化法
- ビルメンテナンス業に係る発注事務ガイドラインを労務費指針等を踏まえ改定（厚労省）
- 官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査、配慮依頼の通知（総務省・経産省）
- 一般廃棄物処理業務の価格転嫁に関する通知、実態調査及び結果通知（環境省）
- 警備業における顧客との交渉における好事例集の作成・周知（全国警備業協会）

賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ[†]

- 中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた価格転嫁・取引適正化や省力化・生産性向上を、各省庁・所管業界において進めるため、佐藤官房副長官がトップの関係局長等によるワーキンググループを開催。

概要

- 開催日時：2025年12月22日（月）16:30～17:00
- 開催場所：首相官邸2階小ホール
- 出席者：内閣官房副長官（参）、内閣官房副長官補（内政）、成長戦略本部事務局長代理、中小企業庁長官、公正取引委員会経済取引局長、財務省主計局次長、総務省自治行政局長及び各省庁の事業所管担当局長。

※本WGは、「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」を改組し、「省力化投資プランの策定と実行のための関係府省庁連絡会議」及び「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」の議論を引き継ぐ形で設置。

内容

- 各省庁・各業界の価格転嫁・取引適正化の取組の進捗報告
- 下請法の執行状況、取適法の執行準備状況の報告
- 労務費転嫁指針の改正
- 官公需における価格転嫁の取組徹底
- 省力化投資促進プランの対象業種への警備業の追加

→ 佐藤官房副長官より、各省庁に対して、所管業界や官公需における価格転嫁・取引適正化の更なる推進とフォローアップを行うこと、省力化投資の着実な実行等について指示。また、こうした一連の取組については、**来年1月・2月を中心に、全ての都道府県で開催予定の「地方版政労使会議」**で周知徹底を図るよう指示。

佐藤内閣官房副長官からの指示事項（1／2）

I. 価格転嫁・取引適正化

1. 各事業所管省庁から業界団体への要請

- これまでに要請した事項の取組状況をフォローアップすること。特に、価格転嫁を阻害する商習慣として取り組むべき課題を洗い出し、その対応を含め、自主行動計画に反映すること。
- 自主行動計画について、取適法・振興法を踏まえた改定が未実施な場合には、速やかに改定するとともに、パートナーシップ構築宣言を行う旨盛り込むこと。
- 特に、価格転嫁の状況が芳しくない、トラック運送、通信、広告、農業・林業、廃棄物処理、放送コンテンツ等においては、転嫁状況の改善に向けて、強力に指導すること。
- 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接経費についても、契約の適正化を進め、価格転嫁の対象とすることを検討すること。
- 改正された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。

2. 各事業所管省庁における取組

- 来年1月1日に施行される中小受託取引適正化法（取適法）及び受託中小企業振興法（振興法）について、引き続き所管業界へ周知徹底を行うとともに、省庁間連携による執行強化のため必要な体制を整備すること。
- 米国関税や経済動向の変化に伴い、サプライチェーン全体での取引適正化の取組が阻害されることがないよう、所管業界の取引実態を注視すること。
- 取適法の勧告を受けた事業者に対する、補助金交付や入札参加資格停止措置の検討を引き続き進めること。



各省庁に指示する佐藤内閣官房副長官
(写真中央)

佐藤内閣官房副長官からの指示事項（2／2）

II.官公需における価格転嫁・取引適正化

- ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大、低入札価格調査基準の見直し、期中改定等の徹底、本府省庁等から地方支分部局等への支援など、各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた申合せを踏まえ、実施を徹底するとともに、総務省を通じて、地方公共団体での取組の徹底を図ること。
- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、事業所管省庁において主要な業種の価格基準を今年度内に策定とともに、基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底すること。
- 総務省及び内閣府においては、重点支援地方交付金を活用し地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化に対応するため、推奨メニューや先行事例の紹介など取組を支援すること。
- 中小企業庁においては、これまでも中心的に取り組んできた内閣官房・財務省・総務省と連携し、目標年度や定量的な目標を含む官公需における価格転嫁を徹底するための対応策について検討し、来春を目途に進捗を報告すること。
- 各省庁の政務・幹部が地方自治体の首長・幹部と面会等する機会を捉え、官公需における価格転嫁・取引適正化を要請すること。

III.省力化投資

- 警察庁においては、警備業の省力化投資促進プランを着実に実行すること。
- 関係省庁においては、これまでに策定した省力化投資促進プランの実行を進め、その取組を次回WGで報告すること。
- 関係省庁においては、令和8年度から各都道府県のよろず支援拠点内に設置される「生産性向上支援センター」の体制整備や周知広報に協力すること。

これらの取組状況については、継続的にフォローアップを行い、各省庁から報告すること。

各業界団体における自主行動計画の改定状況

- 令和7年12月時点で、31業種88団体が取引適正化に関する自主行動計画を策定。各団体において、法改正を踏まえた改定作業を順次進めている。
- 既に改定済みの団体は11団体。改定の目途がたっているのは41団体。改定の予定はあるものの、時期が未定であるのは28団体。改定の予定がない、あるいは回答が得られていないのは8団体。引き続き、各事業所管省庁を通じ、法改正内容の自主行動計画への反映を促していく必要あり。

改定済みの団体一覧（11団体）

全国警備業協会（令和7年9月）
日本インターネットプロバイダー協会
(令和7年10月7日新規策定、策定時点で
法改正の内容を反映済み)
テレコムサービス協会
(令和7年10月8日新規策定、策定時点で
法改正の内容を反映済み)
日本鉄道車両工業会
(令和7年11月22日)
電子情報技術産業協会
(令和7年12月9日)
全国段ボール工業組合連合会
(令和7年12月12日、令和8年1月公開予定)
住宅生産団体連合会（令和7年12月17日）
日本製紙連合会（令和7年12月22日）
日本自動車工業会（令和7年12月）
日本自動車部品工業会
(令和7年12月)
日本ボランタリーチェーン協会
(改定済み、令和8年1月1日付公開予定)

改定予定（※改定時期目途あり）の団体一覧（41団体）

日本産業機械工業会（令和7年12月予定）
全日本トラック協会（令和7年12月末予定）
電気通信事業者協会（令和8年1月予定）
酒類業中央団体連絡協議会
(令和8年1月予定)
情報サービス産業協会（令和8年1月予定）
日本外食品流通協会（令和8年1月予定）
日本繊維産業連盟（令和8年1月予定）
日本オフィス家具協会（令和8年1月予定）
日本分析機器工業会（令和8年1月予定）
日本電機工業会（令和8年1月予定）
日本航空宇宙工業会（令和8年1月予定）
日本造船工業会（令和8年2月予定）
日本中小型造船工業会（令和8年2月予定）
カメラ映像機器工業会（令和8年2月予定）
日本スーパー・マーケット協会
(令和8年3月まで)
日本金属熱処理工業会（令和8年3月まで）
日本鍛造協会（令和8年3月まで）
日本铸造協会（令和8年3月まで）
日本DIY・ホームセンター協会
(令和8年3月まで)
日本金属プレス工業協会（令和8年3月まで）
日本バルブ工業会（令和8年3月まで）
日本ダイカスト協会（令和8年3月まで）
日本粉末冶金工業会（令和8年3月まで）
日本鋳錆鋼会（令和8年3月まで）
日本金型工業会（令和8年3月まで）
日本ガス石油機器工業会（令和8年3月まで）
日本鍛圧機械工業会（令和8年3月まで）
日本工業炉協会（令和8年3月まで）
日本建材・住宅設備産業協会
(令和8年3月予定)
日本ロボット工業会（令和8年3月予定）
日本計量機器工業連合会
(令和8年3月予定)
日本チェーン・ラググストア協会
(令和8年3月予定)
全国銀行協会（令和8年3月頃予定）
日本フードサービス協会（令和8年度中）
日本プラスチック工業連盟（令和8年4月まで）
日本化学工業協会（令和8年4月まで）
塩ビ工業・環境協会（令和8年4月まで）
化成品工業協会（令和8年4月まで）
石油化学工業協会（令和8年4月まで）
日本ゴム工業会（令和8年4月まで）
日本工作機械工業会（令和8年4月予定）

改定予定（※改定時期未定）の団体一覧（28団体）

放送コンテンツ適正取引推進協議会
デジタルメディア協会
全国ビルメンテナンス協会
食品産業センター
日本加工食品卸協会
日本給食連合会
全国給食事業協同組合連合会
全国魚卸売市場連合会
全国青果卸売市場協会
日本フランチャイズチェーン協会
日本鉄鋼連盟
日本伸銅協会
日本電線工業会
マンション管理業協会
日本建設機械工業会
送配電網協議会
全国建設業協会
日本広告業協会
協同組合日本映画製作者協会
日本映画製作者連盟
日本映像職能連合
日本映画制作適正化機構
日本印刷産業連合会
日本賃貸住宅管理協会
日本防衛装備工業会
日本家具産業振興会
アジア家具フォーラム
全日本ベッド工業会

改定予定なし/回答なしの団体一覧（8団体）

情報通信ネットワーク産業協会
全国スーパー・マーケット協会
日本アルミニウム協会
日本半導体製造装置協会
ビジネス機械・情報システム産業協会

日本貿易会
日本動画協会
日本建設業連合会

中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策

- 課題の把握

Step1：人件費増加額の試算

Step2：利益構造の可視化

Step3：課題のあぶりだし（価格交渉・価格転嫁、デジタル化・IT導入・経営改善など）

- 課題別の処方箋

- 原資の確保（価格交渉・価格転嫁） 支援策：価格交渉促進月間、下請かけこみ寺
- 収益力強化（売上拡大・生産性向上） 支援策：デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、省力化投資支援
- 経営基盤の安定化（経営改善・再チャレンジ） 支援策：中小企業活性化協議会、新事業進出補助金、信用保証制度
- 人材確保・事業承継支援策：事業承継・M&A支援、事業承継・M&A補助金
- 地域特性に応じた補完策支援策：重点支援地方交付金

中小企業生産性革命推進事業

令和7年度補正予算（案） 3,400億円

- (1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課
(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム
(3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課
(5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、
事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。

- (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。
- (2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。
- (3) 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。
- (4) 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。
- (5) 総合的なソフト支援パッケージ事業
賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (4)



(5)



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。

省エネ・非化石転換補助金

【国庫債務負担行為含め総額 2,450億円】

※令和7年度補正予算案額：675億円

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（I）、製造プロセスの電化・燃料転換（II）、リストから選択する機器への更新（III）、エネルギー管理システムの導入（IV）の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- 令和7年度補正より、GXⅢ類型を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。

(I) 工場・ 事業場型

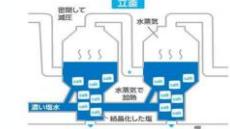
- 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組みに対して補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大） 等
- 補助上限額：15億円 等

※サプライチェーン連携枠を創設

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業場全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。

(II) 電化・ 脱炭素 燃転型

- 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助
- 補助率：1/2 等
- 補助上限額：3億円 等

※水素対応設備への改造等を補助対象に追加

【キュポラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



(III) 設備 単位型

- リストから選択する機器への更新を補助
- 補助率：1/3 等
- 補助上限額：1億円 等

※トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXⅢ類型創設）

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



(IV) EMS型

- EMS（エネルギー管理システム）の導入を補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
- 補助上限額：1億円

【見える化システムによるロス検出】

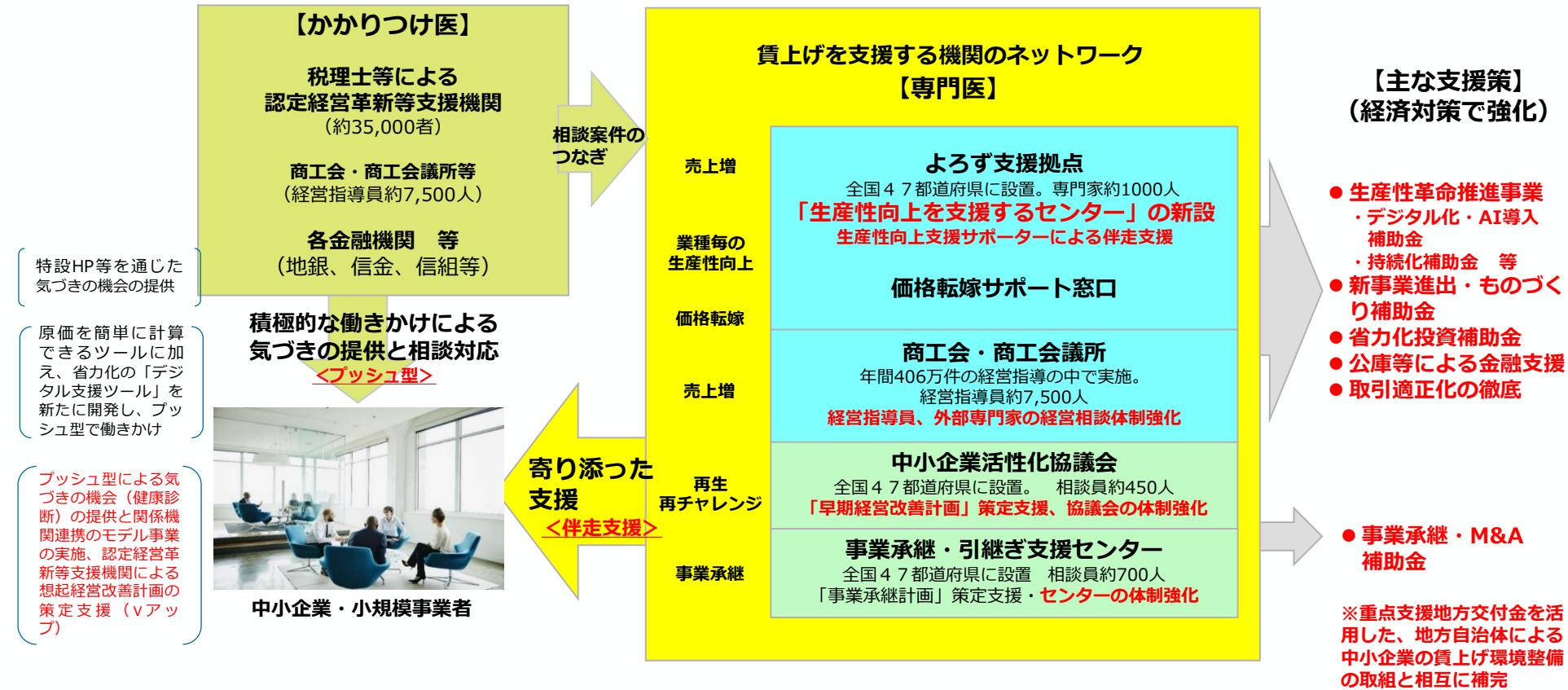


【AIによる省エネ最適運転】



(参考) 徹底した伴走支援を通じた生産性向上・省力化投資等の抜本強化

- 賃上げを実現しようとする事業者に対して、1) 「かかりつけ医」である金融機関、支援機関側の積極的な働きかけ（プッシュ型）により稼ぐ力を高める方法について、気づきの機会を提供し、2) 「専門医」による寄り添った支援（伴走支援）を拡大。
- 徹底した伴走支援を通じた生産性向上・省力化投資等の抜本強化を行うことを経済対策で決定（赤文字部分を経済対策に盛り込み）。



(参考) 経済対策の該当箇所

今般の米国関税措置や事業環境の変化を踏まえ、プッシュ型による伴走支援体制を強化する。よろず支援拠点に生産性向上支援センター（仮称）を設置するほか、商工会・商工会議所をはじめとした支援機関の体制強化を行うとともに、関係機関が連携した伴走支援のモデルを創出する。これらにより、企業の成長や生産性向上への気付きを促し、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の賃上げを実現するサポート体制を整備する。

労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化

- 労働供給制約をはじめ物価高、米国関税など厳しい経営環境において賃上げを実現するため、今後、「労働供給制約社会の中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（仮称）」の検討に着手する。
- こうした考え方を先取りして、今般の経済対策において、企業の事業規模・成長ステージにあわせた支援を実施していく。

中小企業を巡る厳しい経営環境

労働供給制約

物価高（仕入れ・原材料コスト増等）

米国関税影響

事業規模・成長ステージに合わせた支援が必要

官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底

- ✓ 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
- ✓ 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
- ✓ 国・地方自治体から民間への請負契約等の単価の見直し

成長支援・生産性向上

■飛躍的な成長を目指す事業者（スケールアップ型）への支援

- ✓ 100億企業や中堅企業の創出をはじめとした、地域経済を牽引する成長志向型の企業創出に向けた財政支援、金融支援等の抜本強化

■持続的発展を目指す事業者（パワーアップ型）への支援

- ✓ 生産性向上に資する設備投資、新事業進出、販路開拓の推進
- ✓ 業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえたデジタル化・省力化投資の推進

事業承継・M&Aによる事業再編

- ✓ 設備投資や専門家活用等への支援を通じた円滑な事業承継・M&Aの推進
- ✓ 金融機関等との連携による事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化やM&Aアドバイザーに係る資格制度の創設等の施策を盛り込んだ「中小M&A市場改革プラン」の推進

伴走支援体制の強化・金融支援 等

■プッシュ型による伴走支援の体制強化等

- ✓ 支援機関（よろず支援拠点、商工会・商工会議所等）の体制強化
- ✓ 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
- ✓ 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

■金融支援の抜本強化

- ✓ 信用保証制度におけるメニューの新設、活用促進
- ✓ 日本公庫による資金繰り支援の拡充
- ✓ 中小企業活性化協議会の体制の強化 等

■重点支援交付金との連携強化

1. 成長投資支援

- 中小企業成長加速化補助金の拡充【3,400億円の内数】
 - 売上高100億円を超える中小企業（100億企業）創出に向けて、飛躍的な成長を志向する企業に対する財政支援を実施
- 大規模成長投資支援【4,121億円（新規2,000億円、既存2,121億円）】
 - 中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保）

2. 生産性向上・省力化投資支援

- 生産性向上の支援（生産性革命推進事業のうち、デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）【3,400億円の内数】
 - 生産性向上に向けて、デジタル化や、販路開拓、事業承継・M&Aに係る設備投資等を後押しするとともに、物価高や米国関税影響を踏まえたソフト支援を実施
- 革新的製品等開発や新事業進出支援【既存基金の活用（1,200億円規模）】
 - 中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援
- 省力化投資支援【既存基金の活用（1,800億円規模）】
 - 人手不足に対応し、省力化に資する設備投資を支援。業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえ、従業員規模ごとの補助上限額の見直しなどを実施

3. 伴走支援

- プッシュ型による伴走支援の体制強化等【376億円の内数】
 - 支援機関（商工会・商工会議所、認定支援機関、よろず支援拠点（生産性向上支援センター含む）、活性協、承継センター等）の体制強化
 - 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
 - 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

4. 取引適正化

- 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底【7.6億円】
 - 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
 - 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
 - 国・地方自治体において、民間への請負契約等の単価見直しや、単価・発注における物価上昇を踏まえた予定価格等の予算確保、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の基準等の見直しを行う

5. 資金繰り支援

- 信用保証制度におけるメニュー新設等【152億円】
 - 経営改善や事業再生に取組む中小企業や、民間金融機関やモニタリング能力を有する者との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施
- 日本政策金融公庫等による資金繰り支援事業【40億円】
 - 日本政策金融公庫等において、米国関税措置の影響を受けた事業者等に対して資金繰り支援を実施

6. 災害支援

- なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【268億円】
 - 令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設・設備の復旧・復興を支援
- 局激指定災害への支援拡充等【53億円の内数】
 - 局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援

中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策

- 課題の把握

Step1：人件費増加額の試算

Step2：利益構造の可視化

Step3：課題のあぶりだし（価格交渉・価格転嫁、デジタル化・IT導入・経営改善など）

- 課題別の処方箋

- 原資の確保（価格交渉・価格転嫁） 支援策：価格交渉促進月間、下請かけこみ寺
- 収益力強化（売上拡大・生産性向上） 支援策：デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金
- 経営基盤の安定化（経営改善・再チャレンジ） 支援策：中小企業活性化協議会、事業再構築補助金、信用保証制度
- 人材確保・事業承継支援策：事業承継・M&A支援、事業承継・M&A補助金
- **地域特性に応じた補完策支援策：重点支援地方交付金**

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー

<追加額 2.0兆円>

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援	事業者支援
<p>① 食料品の物価高騰に対する特別加算 米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援</p>	<p>⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援</p>
<p>② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油はじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援</p>	<p>⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)</p>
<p>③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援 物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援 ※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。</p>	<p>⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援 配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援</p>
<p>④ 消費下支え等を通じた生活者支援 物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援 ※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。</p>	<p>⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援</p>
<p>⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援</p>	<p>⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援</p>

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

価格転嫁の推進

新潟県新潟市

地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の推進（公共調達）

✓事業目的：

物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。

✓事業概要：

物価高騰による原材料費等の価格上昇に対応するため、長期継続契約にて委託を実施している公共調達について年度途中で物価高騰に対応する形で労務費を含めた価格転嫁を実施。（清掃事業者、学校給食の調達等）

✓事業実施期間：

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額：

約56,000千円

✓執行スキーム：

新潟県新潟市



委託事業者

関連する主な国の支援策等：

- ・よろず支援拠点 価格転嫁サポート窓口
(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)
- ・パートナーシップ構築宣言
- ・価格交渉促進月間

価格転嫁の推進

北海道清里町

地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進（公共調達）

✓事業目的：

物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。

✓事業概要：

物価高騰による原材料費等の価格上昇に対応するため、公共調達について年度途中で物価高騰に対応する形で労務費を含めた価格転嫁を実施。
(公共施設運営費等)

✓事業実施期間：

令和6年4月～令和7年3月

✓事業予算額：

約28,750千円（一部充当）

✓執行スキーム：

北海道清里町



委託事業者

関連する主な国の支援策等：

- ・よろず支援拠点 価格転嫁サポート窓口
(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)
- ・パートナーシップ構築宣言
- ・価格交渉促進月間

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

伴走支援の強化

埼玉県草加市 事業者伴走型創業・再展開支援強化事業

✓事業目的 :

物価高騰に直面する事業者等の経営体力の維持・強化を図る。

✓事業概要 :

商工会議所の相談員を増員し、専門人材による伴走支援体制を構築。事業者の経営体力の維持・強化を図るため、企業に寄り添いながら、事業者の創業、再展開期や事業承継等の事業活動を支援する。

✓事業実施期間 :

令和6年4月～令和7年2月

✓事業予算額 :

13,000千円

✓執行スキーム :

埼玉県草加市



草加商工会議所

関連する主な国の支援策等 :

- ・商工会・商工会議所 巡回指導・窓口相談支援
(事業環境変化対応型支援事業)
- ・よろず支援拠点 専門家による相談対応・伴走支援
(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)
- ・地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 (自治体連携型補助金)

省力化・生産性向上支援

大分県 大分県省力化・生産性向上支援補助金

✓事業目的 :

物価上昇の中で生産性を向上させ賃金を引上げる中小企業等を支援するため、奨励金の支給を行う。

✓事業概要 :

国の省力化投資補助金(カタログ注文型)やIT導入補助金(インボイス枠・インボイス対応類型)を活用して省力化や生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等の負担を軽減しDX投資を促進するため、事業実施主体が要する経費に対し、補助金を交付。

✓事業実施期間 :

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額 :

64,000千円

✓執行スキーム :

大分県



補助金事務局



採択企業

関連する主な国の支援策等 :

- ・IT導入補助金、ものづくり補助金、持続化補助金
- ・新事業進出補助金 (中小企業新事業進出促進事業)
- ・省力化投資補助金 (中小企業省力化投資促進事業)

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

経営構造転換の促進

長野県 中小企業経営構造転換促進事業

✓事業目的 :

引き続き業況が厳しい中小企業の持続可能な経営形態への転換を促進し、昨今の社会経済変化への対応や競争力強化への取組を支援する。

✓事業概要 :

原材料価格等の高騰により厳しい経営状況にある県内中小企業の競争力を強化するため、国の生産性革命補助事業への県単独の上乗せ補助を拡充（補助対象枠・採択可能件数の拡充）

✓事業実施期間 :

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額 :

約170,000千円

✓執行スキーム :

長野県（現地機関）



採択企業

関連する主な国の支援策等 :

- ・ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金
- ・新事業進出補助金（中小企業新事業進出促進事業）
- ・省力化投資補助金（中小企業省力化投資促進事業）

金融支援

神奈川県川崎市 信用保証料補助金

✓事業目的 :

物価高騰等による影響を受けている中小企業者等の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や収益力の改善を図る。

✓事業概要 :

市融資制度の「伴走支援型経営改善資金」「伴走支援型経営力強化資金」の信用保証料を補助。

✓事業実施期間 :

令和6年4月～令和7年1月

✓事業予算額 :

約162,000千円

✓執行スキーム :

神奈川県川崎市



川崎市信用保証協会

関連する主な国の支援策等 :

- ・経営改善サポート保証（中小企業信用補完制度関連補助事業）
- ・協調支援型特別保証（同上）等

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

一定額以上の賃上げに向けた取組支援

群馬県 ぐんま賃上げ促進支援金

✓事業目的 :

物価上昇を上回る賃上げを実現することに加え、県内中小企業の稼ぐ力の強化や生産性向上を支援し、継続的な全国トップクラスの賃上げを目指す。

✓事業概要 :

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合、一人当たり3万円又は5万円の支援金を支給する。支給対象は、パートナーシップ構築宣言を要件化。

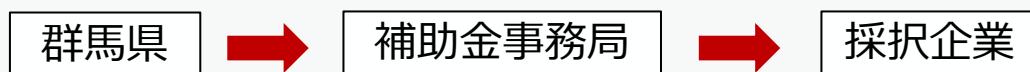
✓事業実施期間 :

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額 :

2,700,000千円

✓執行スキーム :



関連する主な国の支援策等 :

- ・パートナーシップ構築宣言
- ・商工会・商工会議所 巡回指導・窓口相談支援
(事業環境変化対応型支援事業)
- ・よろず支援拠点 専門家による相談対応・伴走支援
(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)

最低賃金引上げへの対応

佐賀県 佐賀型賃金upプロジェクト 中小企業生産性向上支援補助金

✓事業目的 :

原材料やエネルギー価格の高騰、人材不足など厳しい経営環境の中で、県内中小企業の生産性向上を図るために実施される補助制度。デジタル技術を活用した業務改善や、生産効率の向上、新商品の開発、販路拡大など幅広い取り組みを支援することで、企業の収益力向上に寄与。

✓事業概要 :

- ①～③の全ての項目を満たす事業者に対して、設備投資等に要する費用の3分の2を補助（上限あり）。
- ①令和5年10月15日から令和7年11月30日までに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ、引上げに伴う賃金を支給していること。
- ②令和6年10月17日までに事業場内最低賃金を956円以上にしていること。
- ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金を下回っていないこと。

✓事業予算額 :

約250,000千円

※令和7年9月補正予算で実施。

✓執行スキーム :



ご参考

団体協約に関するパンフレット

2023年7月に全国中小企業団体中央会において、団体協約の概要や相談窓口の一覧等をまとめたパンフレットを作成。組合や商工関連団体等への普及啓発を進めている。



取引先との価格交渉、 価格転嫁対策に 組合を活用しよう！

中小企業組合による団体協約、組合協約の活用 (中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合)

組合員と取引関係にある事業者と中小企業組合が団体協約等を結ぶことによって、取引条件を決めることができます。

※中小企業組合による団体協約等は、中小企業等協同組合法等の定める要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となります。独占禁止法適用除外制度に関してご不明な点は公正取引委員会の相談窓口にお問合せください。

例えば、こんな条件を決められます

- 納入する製品やサービスの最低価格
- 納品に係る支払条件
(支払期日、支払方法など)
- 納入する製品の品質、提供するサービスの最低条件

団体協約等締結の要件・効果

- ◆団体協約を締結できる組合は、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合（商工組合においては「組合協約」）です。
- ◆団体協約を締結する組合の事業として、定款に「組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結」を行う旨を定める必要があります。
- ◆団体協約では、その内容を総会に諮り承認を得ておく必要があります。
- ◆団体協約では、中小企業等協同組合法第9条の2第1項第6号の団体協約であることを明記した書面により締結する必要があります。
- ◆団体協約を締結すると、その効果は組合員に対して直接及びます。以後、相手方と組合員が個別に契約する取引関係においても、団体協約に基づく契約条件が適用されます。
- ◆交渉が不成立となった場合、行政庁に対してあっせん・調停を申請することができます。

全国中小企業団体中央会

出典：全国中小企業団体中央会HP <https://www.chuokai.or.jp/index.php/associationsystem/dantaikyoyaku/>

◆中小企業組合による団体協約等の相談窓口

○団体協約等の中小企業組合制度一般の相談について

名 称	電話番号
北海道中小企業団体中央会	011(231)1919
青森県中小企業団体中央会	017(777)2325
岩手県中小企業団体中央会	019(624)1363
宮城県中小企業団体中央会	022(222)5560
秋田県中小企業団体中央会	018(863)8701
山形県中小企業団体中央会	023(647)0360
福島県中小企業団体中央会	024(536)1261
茨城県中小企業団体中央会	029(224)8030
栃木県中小企業団体中央会	028(635)2300
群馬県中小企業団体中央会	027(232)4123
埼玉県中小企業団体中央会	048(641)1315
千葉県中小企業団体中央会	043(306)3281
東京都中小企業団体中央会	03(3542)0386
神奈川県中小企業団体中央会	045(633)5131
新潟県中小企業団体中央会	025(267)1100
長野県中小企業団体中央会	026(228)1171
山梨県中小企業団体中央会	055(237)3215
静岡県中小企業団体中央会	054(254)1511
愛知県中小企業団体中央会	052(485)6811
岐阜県中小企業団体中央会	058(277)1100
三重県中小企業団体中央会	059(228)5195
滋賀県中小企業団体中央会	076(424)3686
石川県中小企業団体中央会	076(267)7711
福井県中小企業団体中央会	0776(23)3042
富山県中小企業団体中央会	077(511)1430
京都府中小企業団体中央会	075(708)3701
奈良県中小企業団体中央会	0742(41)3200
大阪府中小企業団体中央会	06(6947)4371 連携支援課 06(6947)4372
兵庫県中小企業団体中央会	078(958)6015
和歌山县中小企業団体中央会	073(431)0852
鳥取県中小企業団体中央会	0857(26)6671
島根県中小企業団体中央会	0852(21)4809
岡山県中小企業団体中央会	086(224)2245
広島県中小企業団体中央会	082(228)0926
山口県中小企業団体中央会	083(922)2606
徳島県中小企業団体中央会	088(654)4431
香川県中小企業団体中央会	087(851)8311
愛媛県中小企業団体中央会	089(955)7150
高知県中小企業団体中央会	088(845)8870
福岡県中小企業団体中央会	092(622)8780
佐賀県中小企業団体中央会	0952(23)4598
長崎県中小企業団体中央会	095(826)3201
熊本県中小企業団体中央会	096(325)3255
大分県中小企業団体中央会	097(536)6331
宮崎県中小企業団体中央会	0985(24)4278
鹿児島県中小企業団体中央会	099(222)9258
沖縄県中小企業団体中央会	098(860)2525 政策推進部 03(3523)4902 振興部 03(3523)4905

○中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律について
中小企業庁 経営支援部 経営支援課 03(3501)1763

○独占禁止法適用除外制度について
公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課 03(3581)5483

○組合又は組合員による個別具体的な取組みの独占禁止法上の懸念について
公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 相談指導室 03(3581)5481

2025.9発行